

令和 8 年

第 3 回前期 定例県議会追加議案

(そ の 3)

群 馬 県

令和 8 年第 3 回前期定例県議会追加議案（その 3）目次

第121号議案	令和7年度群馬県電気事業会計剰余金の処分について……………	3頁
第122号議案	令和7年度群馬県水道事業会計剰余金の処分について……………	4
第123号議案	令和7年度群馬県団地造成事業会計剰余金の処分について……………	5

第 1 2 1 号議案

令和 7 年度群馬県電気事業会計剰余金の処分について

令和 7 年度群馬県電気事業会計未処分利益剰余金 6, 1 9 9, 2 3 5, 9 9 7 円から群馬県公営企業の設置等に関する条例（昭和 4 1 年群馬県条例第 5 7 号）第 1 2 条第 1 項第 2 号並びに第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による処分額 3, 6 3 5, 4 2 1, 3 9 7 円を控除した 2, 5 6 3, 8 1 4, 6 0 0 円のうち、1, 5 6 3, 8 1 4, 6 0 0 円を建設改良積立金に、1, 0 0 0, 0 0 0, 0 0 0 円を別途積立金に積み立てるため、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定により議決を求める。

令和 8 年 1 0 月 8 日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第 1 2 2 号議案

令和 7 年度群馬県水道事業会計剰余金の処分について

令和 7 年度群馬県水道事業会計未処分利益剰余金 1, 7 2 8, 9 6 2, 8 0 2 円から群馬県公営企業の設置等に関する条例（昭和 4 1 年群馬県条例第 5 7 号）第 1 2 条第 1 項第 1 号並びに第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による処分額 9 4 4, 8 5 7, 6 4 1 円を控除した 7 8 4, 1 0 5, 1 6 1 円を建設改良積立金に積み立てるため、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定により議決を求める。

令和 8 年 1 0 月 8 日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第 1 2 3 号議案

令和 7 年度群馬県団地造成事業会計剰余金の処分について

令和 7 年度群馬県団地造成事業会計未処分利益剰余金 1, 0 8 4, 5 0 5, 7 8 5 円から群馬県公営企業の設置等に関する条例（昭和 4 1 年群馬県条例第 5 7 号）第 1 2 条第 1 項第 2 号並びに第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による処分額 5 7 8, 3 4 3, 3 4 7 円を控除した 5 0 6, 1 6 2, 4 3 8 円を建設改良積立金に積み立てるため、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定により議決を求める。

令和 8 年 1 0 月 8 日提出

群馬県知事 山 本 一 太